

(照会先)  
独立行政法人国立病院機構  
北海道東北グループ  
担当：参事(人事担当) 三 上  
人 事 係 長 金 児  
電話 022-291-0411

令和6年10月22日  
(処分実施機関)  
独立行政法人国立病院機構  
北海道東北グループ

### 職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構山形病院において、以下の非違行為があり、当該非違行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第3号及び第4号の規定により懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	行為者2名は、複数の入院患者に対して、不適切な呼びかけや乱暴なケアなどを行ったものである。
処分年月日	令和6年10月21日
処分量定等	(行 為 者) 国立病院機構山形病院 ① 停職2月間 看護師 (30歳代) ② 停職1月15日間 看護師 (30歳代) ※①は休職・休業中であるため、復職後処分する予定